

## 総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩渕 誠

- 1 日時  
令和元年10月23日（水曜日）  
午前10時1分開会、午後0時2分散会
- 2 場所  
第1委員会室
- 3 出席委員  
岩渕誠委員長、佐々木宣和副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、岩崎友一委員、  
松倉史朋委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
小原担当書記、佐々木担当書記、藤原併任書記、橋場併任書記、浅沼併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 秘書広報室  
高橋秘書広報室長、上和野理事兼副室長兼首席調査監、  
中里参事兼広聴広報課総括課長、小國総括調査監、安藤秘書課総括課長
  - (2) 総務部  
八重樫総務部長、千葉副部長兼総務室長、佐々木総合防災室長、  
山崎参事兼管財課総括課長、千葉法務・情報公開課長、佐藤人事課総括課長、  
小原財政課総括課長、松村行政経営推進課総括課長、奥寺税務課総括課長、  
西島防災危機管理監、栗澤防災消防課長、佐藤総務事務センター所長
  - (3) 政策地域部  
白水政策地域部長、小野副部長兼政策推進室長、  
小原参事兼市町村課総括課長（選挙管理委員会事務局書記長）、  
千葉参事兼調査統計課総括課長、小笠原地域振興室長、佐々木国際室長、  
箱石交通政策室長、古舘科学・情報政策室長、  
小野寺三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、村上政策監、北島評価課長、  
工藤学事振興課総括課長、高橋地域連携推進監、澤田国際監、  
渡辺特命参事兼地域交通課長、小笠原空港振興課長、阿部科学技術課長、  
酒井総括プロジェクト推進監
  - (4) 復興局  
大槻復興局長、遠藤副局長、熊谷副局長兼震災津波伝承課総括課長、  
佐々木復興推進課総括課長、山田まちづくり・産業再生課総括課長、

佐藤生活再建課総括課長

(5) I L C 推進局

佐々木 I L C 推進局長、高橋副局長兼事業推進課総括課長、澤田調査計画課長

(6) 人事委員会

菊池人事委員会事務局長、中里職員課総括課長

(7) 警察本部

大塚警務部長、小田島交通部長、玉澤参事官兼警務課長、千田参事官兼会計課長、菅野参事官兼生活安全企画課長

(8) 議会事務局

八重樫議会事務局次長、伊勢参事兼総務課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 委員席の変更

(2) 議案の審査

ア 議案第1号 令和元年度岩手県一般会計補正予算（第1号）

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

歳出 第1款 議会費

第2款 総務費

第9款 警察費

第3条

イ 議案第42号 令和元年度岩手県一般会計補正予算（第2号）

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

ウ 議案第16号 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

エ 議案第20号 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

(3) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○岩淵誠委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

なお、鈴木政策地域部調整監は台風第19号の被害に関する知事要望対応のため、森復興局副局長は第31回復興推進委員会への出席のため欠席となりますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を

行います。なお、本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの委員長の互選に伴い、委員席をただいま御着席のとおり変更したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩淵誠委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

次に、議案の審査を行います。議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第1号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款警察費及び第3条地方債の補正並びに議案第42号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、以上2件の予算議案を一括課題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小原財政課総括課長** 初めに、議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、震災分といたしまして、東日本大震災津波で被災した船越家族旅行村の再整備に向けた設計費や、道路、港湾、河川、漁港施設の整備に要する経費など、復興を迅速に進めるための予算を計上したほか、通常分として公共事業費の増額を初め、地域医療の推進に向けた取り組みの強化や、東北デスティネーションキャンペーンの実施に向けた準備経費などの予算を計上したものであります。

それでは、議案（その1）の1ページをお開き願います。まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ205億6,061万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,560億6,243万7,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等については、2ページから6ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりであり、内容につきましては後ほど予算に関する説明書により御説明申し上げます。

次に、第2条債務負担行為の補正につきましては、7ページから9ページの第2表債務負担行為補正、第3条地方債の補正につきましては、10ページの第3表地方債補正のとおりであり、順次御説明申し上げます。

それでは、7ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正の1追加及び8ページの2変更につきましては、いずれも当委員会所管のものはございません。

次に、10ページをお開き願います。第3表地方債補正の変更は、土地改良事業など11件につきまして起債の限度額を変更しようとするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の3ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。5款地方交付税につきましては、復旧復興事業の歳出に連動して、震災復興特別交付税を1億1,378万2,000円減額するものであります。

次に、4ページ、7款分担金及び負担金のうち1項分担金につきましては、経営体育成

基盤整備事業などの補正に伴い、16万8,000円減額するものでございます。

5ページ、2項負担金につきましては、港湾改修事業などの県営事業の補正に伴い増額するものであり、補正額の合計は4,244万5,000円の増額でございます。

次に、6ページ、9款国庫支出金のうち1項国庫負担金につきましては、砂防事業の補正などに伴い増額するものであり、補正額は8,715万4,000円の増額でございます。

7ページ、2項国庫補助金につきましては、1目総務費補助金から10ページの10目災害復旧費補助金まで、東日本大震災復興交付金や道路環境改善事業などの国庫補助事業の補正に伴い増額するものであり、補正額の合計は18億8,376万5,000円の増額でございます。

11ページ、3項委託金につきましては、統計調査等、各受託事業の補正に伴い、合計で1,192万3,000円を減額するものでございます。

次に、12ページ、10款財産収入のうち1項財産運用収入につきましては、土地の貸し付けに係る補正であり、6万5,000円増額するものでございます。

13ページ、2項財産売払収入につきましては、県有地の売却収入等を見込んで1億940万3,000円増額するものでございます。

次に、14ページ、11款寄附金につきましては、いわての学び希望基金への寄附金を1億9,453万円増額するものでございます。

次に、15ページ、12款繰入金のうち、1項特別会計繰入金につきましては、港湾整備事業特別会計等の決算確定に伴う繰入金の補正であり、1億4,869万5,000円増額するものでございます。

16ページ、2項基金繰入金につきましては、東日本大震災復興交付金基金を初め、今回の補正に伴いそれぞれの基金からの繰入金を補正するものであり、合計で21億8,122万2,000円増額するものでございます。

次に、17ページ、13款繰越金につきましては、今回の補正に伴い必要となる一般財源について、平成30年度決算剰余金を充当するものであり、127億3,382万5,000円増額するものでございます。

次に、18ページ、14款諸収入のうち、5項受託事業収入につきましては、土木関係の受託事業の補正などに伴い、5億1,640万9,000円増額するものでございます。

19ページ、8項雑入につきましては、4目雑入の農地維持支払交付金返還金や漁港施設損失補償金等、事業費の確定に伴う補助金などの返還金等を補正するものであり、合計で6億6,297万6,000円増額するものでございます。

20ページ、15款県債につきましては、5目農林水産業債から、21ページ、9目教育債まで、農地や道路、河川、各種施設等の整備事業に充てる県債の補正であり、合計で21億2,600万円増額するものでございます。

なお、令和元年度末の県債残高の見込みにつきましては、地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書により御説明いたしますので、恐縮ですが、少し飛んでいただきまして、71ページをお開き願います。左側の事業区分ごとの説明は省略させていただきます。

して、次のページ、72 ページでございますけれども、(5)、臨時財政対策債で始まっている一番上の表の計の欄をごらんいただきたいと思えます。左から数字が入っている5列目が補正前の令和元年度末現在高見込み額でございます、1兆2,625億1,108万5,000円となっております。今回の補正額21億2,600万円の増と繰越額の確定に伴う前年度末現在高、及び今年度の被災見込み額の補正額を加味いたしますと、一番右の欄でございますが、補正後の令和元年度末現在高見込み額は1兆2,623億6,279万3,000円となるものでございます。

以上、御説明したとおり、今回の補正で増額する歳入総額は205億6,061万6,000円となっております。

続きまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。予算に関する説明書の22ページをお開き願います。まず、1款議会費、1項議会費につきましては、委員会調査のためのバス借上げに要する経費を計上するものであり、162万円増額するものでございます。

23ページ、2款総務費のうち、1項総務管理費であります。4目財政管理費及び7目情報システム管理費につきましては、決算剰余金の財政調整基金への法定積み立てや、いわてモバイルメールシステムの更新を行ういわて情報ハイウェイ推進費などを計上するものであり、合計で95億5,484万円増額するものでございます。

24ページ、2項企画費につきましては、東日本大震災復興交付金基金への積立金などを計上するほか、いわて県民計画(2019~2028)の理解促進に要する経費や、ドローンを活用した物流実証試験等、科学技術イノベーションの活用推進に要する経費等を補正するものであり、次のページ、25ページになりますが、合計で35億9,481万円の増額でございます。

26ページ、4項地域振興費であります。1目地域振興総務費から4目国際交流推進費につきまして、平成28年台風10号対応のため、今年度、特に費用を要する宮古市に支援を行う特定被災地域復興支援特別交付金や、国際交流センターの管理運営費の補正に伴い、合計で5,459万6,000円増額するものでございます。

続いて、28ページ、7項統計調査費につきましては、過年度に交付された国庫委託金の実績額確定に伴う返還金等であり、次ページ、29ページになりますが、245万7,000円増額するものでございます。

少し飛んでいただきまして58ページでございます。9款警察費、1項警察管理費につきましては、旧宮古警察署の有償譲渡に伴う国庫補助金の返還金等に伴い、合計で1,607万3,000円増額するものでございます。

59ページ、2項警察活動費につきましては、1目一般警察活動費から3目交通指導取締費まで、交通警察費など各経費の執行見込みを踏まえた整理などで、合計で3,385万5,000円の減額となっております。

続きまして、議案第42号令和元年度岩手県一般会計補正予算(第2号)につきまして御説明申し上げます。第2号の補正は、豚コレラ等の感染拡大に備え、野生動物の養豚場へ

の侵入を防止するための防護柵の整備に関し、生産者の負担を軽減するための支援に要する予算を計上したものでございます。

それでは、議案（その5）の1ページをお開き願います。まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億515万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,563億6,758万7,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分等については、2ページから5ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりであり、内容につきましては予算に関する説明書により御説明申し上げます。

それでは、予算に関する説明書の3ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。5款地方交付税につきまして、豚コレラ対策に要する経費の8割に相当する額について、特別交付税2億4,374万9,000円増額するものであり、次ページに参りまして、13款繰越金について、地方交付税を充当してなお必要となる一般財源に対応するため、平成30年度の決算剰余金を6,140万1,000円増額するものでございます。

4ページ、歳出についてでございますが、豚コレラ等の感染拡大に備え、野生動物侵入防止緊急支援事業に要する経費を計上するものでありますので、当委員会の所管に係るものはございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第16号職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤人事課総括課長 議案第16号職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案（その2）の2ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案第16号条例案の概要により説明をさせていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容についてであります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員

法の一部が改正されたことに伴い、資料に記載をしております六つの条例において引用している条文について、所要の整備をしようとするものであります。

この整備法による地方公務員法の一部改正は、成年被後見人等であることを理由とする不当な差別を防ぐため、資格、職種、業務等から一律に排除する規定と、いわゆる欠格条項を設けている各制度について適正化を図るための措置が講じられたものでありまして、令和元年6月14日に公布され、同年12月14日から施行されるものであります。

3の施行期日についてであります。改正法の施行日であります令和元年12月14日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第20号岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小田島交通部長 議案第20号岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例案について御説明をいたします。

議案(その2)の17ページをお開き願います。なお、お手元に配付しております議案第20号関係の資料に沿って説明をさせていただきます。

1の改正の趣旨であります。道路交通法及び道路交通法施行令の一部改正に伴い、本条例で定める手数料のうち、施行令において改正される7件の手数料について、施行令と同額に定め、または減額するとともに、道路交通法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、2の条例案の内容であります。条例別表第7に掲げる手数料に関して、次の4点となります。1点目は、特定失効者等大型、中型または準中型免許試験等に係る手数料6件の額について、公安委員会がやむを得ないと認める事情により免許証の更新を受けることができなかった場合に、手数料の額の一部を減額するものであります。

ここで言う特定失効者等とは、やむを得ない事情により免許更新の期限までに手続ができなかったものの、一定の条件により試験免除で再取得が可能な方である特定失効者と、

一定の病気などにより免許を取り消されたものの、同様に一定の条件により再取得が可能な方である特定取り消し処分者となります。このうち特定失効者に係る手数料の額の一部を減額するやむを得ない事情として、これまで海外旅行中、被災、病気、負傷などであったものに、公安委員会がやむを得ないと認める事情があったことが追加されます。

この公安委員会がやむを得ないと認める事情とは、運転免許センター等の被災や、サイバー攻撃を含めたシステム障害といった公安委員会側の事情により運転免許の更新義務が長期にわたって困難になる場合であります。このような場合は、公安委員会の事情によるものであることから手数料の一部を減額するものであります。

2点目は、第一種または第二種免許証再交付手数料について、再交付の要件が緩和されることから手数料の額を減額するものであります。免許証の再交付申請の要件につきましては、これまで亡失、滅失、汚損、破損及び棄損に限られていたものが緩和され、免許写真の変更や住所、氏名等を変更する場合に、免許証の備考欄に記載せず再交付を申請できることとなるものであります。このような場合は、申請者が当該要件に該当するかどうかをこれまでよりも容易かつ迅速に判断することが可能となることから、手数料を引き下げるものであります。

3点目は、運転経歴証明書交付手数料について、これまで免許証の自主返納者のみがその交付を申請できましたが、免許証の更新を受けなかった方についても交付を申請することが可能となることから、所要の改正をするものであります。これは、免許証の更新を受けなかった方の中には、自主返納者と同様に、みずからの判断で運転を断念した方が相当数存在するものと見受けられることによるものであります。

4点目は、用語の整備を行うものであります。

次に、3の施行期日につきましては、道路交通法及び道路交通法施行令の一部改正の施行期日と同日である令和元年12月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、総務部から台風第19号災害に伴う被害等の状況について発言を求められており

ますので、これを許します。

○佐々木総合防災室長 お手元に台風第 19 号災害に伴う被害等の状況についてという資料をお配りしておりますので、この資料に沿って御説明を申し上げます。

まず、1の気象概況でございますが、本県では10月11日から前線の影響で雨が降り出し、12日には台風の接近により沿岸で夜遅くから非常に激しい雨となり、13日未明には沿岸北部で局地的に猛烈な雨となりました。沿岸では広い範囲で記録的な大雨となり、普代、岩泉町小本、宮古では、10月1カ月の平均値の3倍以上の雨量となりました。また、13日の未明には、久慈市から陸前高田市までの沿岸地域及び一関市に大雨特別警報が発令されました。

次に、2の被害等の状況ですが、こちらは10月23日6時零分現在の状況を取りまとめたものでございます。(1)、人的被害については、県全体で2名の方がお亡くなりになったほか、重傷者が5名、軽傷者が3名発生しました。

(2)、交通アクセス等不十分地域の状況については、徒歩によるアクセスは可能ですが、車両によるアクセスが困難である地域は宮古市に4地区あり、55世帯167名の方がいらっしやいます。

(3)、物的被害については、住家被害は、全壊18棟、半壊313棟など、合わせて2,180棟となっております。また、非住家被害は、被害の程度が半壊以上のものは354棟となっております。なお、住家被害及び非住家被害とも一部の市町村は調査中でございます。

(4)、道路被害についてでございますが、高速道路は一時3区間で通行どめとなりましたが、現在は三陸道のインターチェンジ1カ所が通行どめとなっております。国道は一時6区間で通行規制が行われましたが、現在は2区間で通行規制が行われております。県道は一時44路線56カ所で全面通行どめとなりましたが、現在は9路線11カ所が全面通行どめとなっております。

次のページをお願いいたします。(5)、鉄道関係につきましては、JR及び三陸鉄道において計画運休が行われましたが、線路被害が発生し、一部区間において代行バスを運行しております。なお、三陸鉄道では、路盤、盛り土の流出やのり面崩壊のため、全面復旧には相当期間を要する見込みとなっております。

(6)、ライフラインについては、断水は最大1,883戸で発生しましたが、現在は686戸で断水となっております。なお、停電は最大約1万8,000戸で発生をいたしました。現在は解消しております。

3の避難状況等ですが、最大9,930名の方が避難されましたが、現在は12名の方が避難されております。

4の救援物資ですが、久慈市、田野畑村及び普代村から支援要請があったことから、県から毛布を提供したほか、協定や国のプッシュ型支援等に基づき、ビニールシートや土のう袋等の提供を行っております。

5の県の主な対応でございますが、(1)、市町村への助言については、10月13日の明け方に県内への台風の最接近が見込まれたことから、10月11日金曜日に岩手県風水害対

策支援チーム会議を開催し、県から市町村に対し、早期の警戒体制の確立等について助言を行いました。また、10月12日土曜日にも風水害対策支援チーム会議を開催し、特に警戒を必要とする地域や、明るい時間帯に避難を完了すること等について助言を行いました。

(2)、災害対策本部等の設置につきましては、早期に警戒体制を確立するため、県では警報が発令される前の12日の午前9時に災害警戒本部を設置し、18時ちょうどには災害対策本部を設置し、現在も体制を継続しております。

(3)、災害救助法の適用につきましては、10月13日付で大雨特別警報が発令された14市町村に対する災害救助法の適用を決定し、被災者の救助を行うこととしました。

6の県からの派遣要請に基づく自衛隊等の活動状況ですが、10月13日2時45分、県から自衛隊に対し災害派遣要請を行ったところであり、自衛隊では6市町村におきまして道路警戒、土砂除去、給水支援、入浴支援等の活動を行ったところでございます。その後、5市町村において撤収要請があり、10月23日現在は宮古市において活動を実施しております。

引き続き関係部局、関係機関と連携をとりながら、災害対応に当たってまいります。以上でございます。

○**岩淵誠委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○**佐々木順一委員** それでは、災害関係につきましてお聞きいたします。

きょうは岩手県議会災害対策連絡本部会議も開かれたところでもありますから、全体の把握はある程度されていると思いますので、恐らく所管外のことも聞くかもしれませんが、基本的なことでお聞きしたいと思いますので、御了解をいただきたいと思っております。

それで、14市町村に災害救助法の適用がされたということですが、罹災証明書の交付がどういう状況になっているのか、まずお聞きいたします。

○**佐々木総合防災室長** 罹災証明書の交付につきましては、現在三つの市町村で証明書の交付が開始されているという状況でございます。

○**佐々木順一委員** 罹災証明交付から入って、住宅、住家の詳しい判定がなされるわけですが、今概要で18棟の全壊ということがありました。数字上は、これは被災者生活再建支援制度の適用になるものと思いますが、ただしいろいろな諸条件があると思います。極端な話、ある自治体に1棟しか全壊が発生しなかったということになれば、これは今掲げた制度の適用になるのかならないのか、まずお聞きいたします。

○**八重樫総務部長** 被災者生活再建支援金の交付の基準につきましては、県全体で100世帯以上、市町村では10世帯以上の全壊があれば交付になるという基準でございます。

○**佐々木順一委員** となれば、現実的に恐らく10世帯を下る自治体も出てくると思えます。今から精査するわけですが、その場合は、制度の適用から外れるということになりますね。よって、県単独事業の適用になると思いますが、10世帯の全壊ということが基本原則のようであります。あと、みなし全壊とかいろいろあるようではありますが、もし対象外になれば、これは県単独事業の制度を適用することになると思いますが、そういうことになりますか。

○八重樫総務部長 国の被災者生活再建支援金につきまして、全壊の場合、半壊の場合、あるいは一部損壊の場合ということでいろいろあるわけですが、例えば台風第 15 号における千葉県の災害に関して、一部損壊についても支援金の対象とするというようなこともございましたので、今回の台風第 19 号、今激甚災害指定になるかどうか検討されていると思うのですが、そういった国の状況も踏まえながら、県としては、国の対象とならない住宅、住家被害について、例えば平成 28 年台風第 10 号、岩泉町で県単独事業の措置をしておりますけれども、そうした平成 28 年台風第 10 号災害並みの支援をするかどうかも含めながら検討していきたいと考えているところでございます。

○佐々木順一委員 いずれ一定の条件があるわけでありますから、さっきも言いましたが、自治体に全壊、大規模半壊が 1 世帯しかなかったから制度の適用から外れる、それが今のところの基準だと思います。災害でありますので、しかも法の下での平等から見れば、10 世帯で制度を適用する、1 世帯だけではないというのは、やはりおかしいと思うし、さらに加えて、SDGs の精神が今盛んに言われておりますので、この二つの精神にのっとった制度にしなければならないと思いますが、総務部長の認識としてどう思いますか。私が言っているのは、1 世帯でも、誰一人取り残さないという精神を反映するべきではないかという意味です、どう思いますか。

○八重樫総務部長 今委員からお話のあったような精神といたしますか、考え方に基づいて、今後どのように県として支援をするか、考えてまいりたいと思っております。

○佐々木順一委員 県は県でいいのですが、国に求める必要はないでしょうかという意味も含めての話です。

○八重樫総務部長 国に対して、今回の災害の状況も含め、今お話があった罹災した住家に対する支援を、一人も取り残さないという精神で訴えていきたいと考えます。

○佐々木順一委員 そこはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、災害廃棄物の関係でお聞きいたします。14 自治体、被災したところ、災害救助法を適用したところ、今深刻なのは、普代村とか久慈市であると思ひますけれども、今災害廃棄物の処理の方針はどうなっているのでしょうか。方針だけで結構です。

○佐々木総合防災室長 当室で把握している範囲ということでお許しを頂戴したいと思ひます。市町村で処理できる分については、その市町村で処理をしていただくということがありますし、あとは市町村内で処理ができない分につきましては、近隣の市町村なり、あるいは広域で一日も早く処理を進めると前提で考えております。

○佐々木順一委員 円滑にいったらいいのですが、4 年前に環境省が災害廃棄物の処理計画を全自治体で策定という指示を出しているようでありまして、岩手県の実態はどうなっているのか。わからないですか。

○佐々木総合防災室長 現在の台風第 19 号災害対応ということで、ちょっとお答えがすれ違いになるかもしれませんが、現在 8 市町村 12 カ所に仮置き場を設置している状況でございます、今それに搬入していただいているところでございます。被災市町村のニーズに応じて、県内における処理について調整を行っているところでございまして、今後どう

するかということにつきましては、搬入状況を注視しながら県内での広域処理を進めていく方向で考えております。

○佐々木順一委員 あと、全市町村が災害廃棄物処理計画を策定しているか、していないか。わからないですか。正確な数はいいです。

○佐々木総合防災室長 大変申しわけございません。ちょっと手元に資料がございません。

○佐々木順一委員 全国の平均からいくと、恐らく3割も策定していないということのようであります。岩手県も東日本大震災津波でいろいろ経験をしてきているわけでありますから、それよりは災害廃棄物処理計画を策定しているような感じはします。だけれども、一応原則は各自治体で処理するようにと、仮置き場も探さないというような組み立てになっているわけでありますから、これだけ激甚化、広域化、それから常態化しているわけでありますので、恐らく一つの自治体では処理できなくなる災害が将来も起こる可能性は十分あり得るわけでありますから、各自治体に注意喚起といいますか、奨励をして、速やかに計画づくりをすることと、それからもう一つは広域で処理することにこれから取り組んでいかなければならないと、こう思いますので、環境生活部のほうともしっかりと連携をしていただいて、万遺漏なきを期していただきたいと思っております。

それでは、もう一つは国土強靱化、飯澤委員も本会議でお聞きしましたが、計画を策定しているところは二戸市と本会議の答弁でありましたが、それ以外の岩手県の自治体はどうなっているのでしょうか。

○村上政策監 ただいま市町村における国土強靱化地域計画の策定状況についてということで御質問いただきました。先ほど委員からもありましたとおり、本県におきましては二戸市が平成30年9月に策定しております。全国の状況でございますが、本年9月1日現在の状況を見ますと、1,741市町村中115市町村でございまして、6.6%となっております。全国的にも市町村レベルでの策定は進んでいない状況というところでございます。

○佐々木順一委員 岩手県は二戸市だけです。どうして進まないのでしょうか。うまみがないわけでありますか。率直になぜ進まないのか、その理由をお聞きしたいと思います。

○村上政策監 国土強靱化地域計画につきましては、国の国土強靱化関係補助金交付金等の交付の際に一定の配慮をするというふうになっておりまして、現状におきましては一定の配慮という程度にとどまっているところでございます。そういったところもあって、なかなか進まないところではございますが、近年の災害の頻発化、激甚化、こういったような状況を踏まえまして、国でも都道府県に対して市町村の計画策定を強力に支援するようにお話もされておりますので、これまでも市町村との説明会、あるいは意見交換会等を通じて策定支援を行ってきましてけれども、これまで以上に市町村の策定の支援に力を入れてまいりたいと思っております。

○佐々木順一委員 計画を策定すれば、国から一定の財政上の配慮といいますか、そういうのが見込めるのでしょうか。ただ、実際に策定した、それでいいよと、そこで終わっているのか、魅力がなければ策定しないような気もするので、その辺はどうですか。

○村上政策監 ただいま申し上げましたとおり、国では国土強靱化地域計画に基づく事業

について、関係の補助金交付金で一定程度配慮するというふうにこれまで方針を示してきました。本年8月に国から、これまで一定程度配慮としていたものを重点化していくというような考え方が示されておりまして、今後、今まで以上に関係交付金補助金の計画に基づく事業に対する重点化が図られると言われておりますので、こうした点を踏まえても市町村における策定を早期に進めていく必要があると思っておりますので、県としても積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○佐々木順一委員 次にハザードマップについてお伺いいたします。まず、ハザードマップはたくさんあるわけですが、土砂災害はこの前の本会議で聞いたので、今回は水害について聞きます。県内全市町村でハザードマップをどのくらい策定していないか。

○佐々木総合防災室長 ハザードマップの策定状況ということでございます。このうち洪水についてのハザードマップにつきましては、未策定が5自治体と押さえているところでございます。

○佐々木順一委員 それは、未策定の理由と言ったらいいのでしょうか、人手が足りないわけでしょうか、それとも経費がかかるのか、どう分析されていますか。

○佐々木総合防災室長 一つには、市町村の防災を担当している職員数が課題としてあるというのは、1年半担当してきて非常に感じているところでございます。

○佐々木順一委員 いずれ未策定のところが5自治体ということでありましたので、ぜひ策定するように助言をしていただきたいと思いますと思いますが、策定したからいいというものではなくて、例えば去年は西日本豪雨がありました。それで水害に対する向き合い方が、中央防災会議の考え方、まずみずから避難せよと、それから行政は避難者を全力で支援しなさいとか、指示しなさいとか、いろいろ考え方が変わってきているわけでありまして、大事なものは、水害のたびに、あるいはそれ以外の土砂とか火山とか、いろいろハザードマップはあるわけでありまして、適時適切に更新をすることが大事だし、その更新に基づいて住民にしっかりと周知をするということが最も大事なところだと思っておりますが、ハザードマップを策定している28自治体について適時適切に更新されているのかどうか、その辺はどうですか。

○佐々木総合防災室長 ハザードマップというものを、今適時適切という言葉がございましたが、例えば毎年毎年、更新ができていくかというのと、なかなかそこは難しいのが実態と捉えているところでございます。やはり今お話ありましたとおり、ハザードマップをまずは住民の皆さんに周知をすることはもちろん大事なことでございますし、あとは住民の皆さんがハザードマップをもとに、例えば自主防災組織でありますとか、そういった組織の中でハザードマップを参考にして、こういう災害が起きそうなときにはどう避難すればいいかといったことを、地域で自助、共助の部分でやっていただくことが人命を守るという意味では非常に大事なことで考えております。

○佐々木順一委員 それでは、最後であります、死者、行方不明者の氏名公表の関係についてお伺いいたします。

今回各都道府県の対応が分かれております。いろいろ理由はあるようではありますが、一

方において、全国知事会もことしの夏、国に対して氏名公表の基準作成を求めるということで現在に至っております。そもそも国の防災基本計画に、災害における死者、行方不明者は都道府県が一元的に管理するという取り扱いになっておりまして、氏名公表についての規定は定められていないため、いろいろ対応が分かれているということで今日に至っていると思います。国で作成したわけでありますから、本来国で取り扱い基準を示すべきだと思いますが、なぜ国でそういう対応ができないのか、したくないのか、それとも責任回避なのか。人の生死にかかわる問題であります。もっと詰めれば人間の尊厳にかかわる問題でありますから、ここはやっぱり国が積極的にその基準を示すべきだと思うのですが、なぜ政府は後ろ向きなのか、もしわかればお知らせいただきたいと思います。

○佐々木総合防災室長 これにつきましては、推測にはなりますけれども、やはり災害のさまざまな形態によって状況がそれぞれ異なるということで、お話をしましたとおり、国の防災基本計画の中でも、死者、行方不明者の数については県が一元的に集約、調整を行うとされておりますので、その考え方で、あとは災害の実態によってケースが異なるということで、そのような対応に現在なっていると捉えているところでございます。

○佐々木順一委員 では、逆に聞きます。岩手県はなぜ氏名公表しているのですか。

○佐々木総合防災室長 本県における氏名公表の考え方ということでございます。これにつきましては、個人情報をしてできるだけ保護する必要があるということがございますので、市町村を通じて御家族の意向を確認し、了解が得られた方の氏名を公表するという形で対応しております。

○佐々木順一委員 考え方は個人情報を含めていろいろあると思いますが、実務的なことを言えば、各自治体にいろんな問い合わせが来るわけですね。そうすると、その都度対応をしなければならぬわけでありますから、ある意味では公表すればそういう対応がなくなるということはあると思います。

それから、特定の個人がこういう災害で亡くなったと、しかもこの場所で亡くなったと。そして、よく慰霊碑に名前なんか刻まれておりますが、あそこに向き合って、その関係者、あるいは関係のない人でも、その石碑に向き合ったときに、ここでこういう人が亡くなったのだということを心に刻んで再認識するわけです。そういう社会全体で、とうとい人命が、具体的にこういう人が亡くなったと、これをこれから私は日本全国で共有しなければならないと思います。そういうことで災害に向き合う考え方が違ってくると思いますので、これは都道府県で判断するべきものではないと思いますから早急に国に公表するように、もう一回さまざまな取り組みをしなければならないと思います。

全国知事会で国に対して氏名公表の基準作成を要望しているわけであります。国から見ると全国知事会ですから47都道府県がそろっているわけです。だけれども、現実には福島県とか東京都とか茨城県とか、あの辺は公表していないわけでありますから、政府からすると、全国知事会は一枚岩ではないなど、こう思われるわけです。知事会でも反省しなければならないと思うのですが、もう一回ここは再検討して、やはり国に対して強力求めるべきだと思います。この所感は白水部長に聞いて終わります。

○**白水政策地域部長** 今公表のお話をいただきました。県の考え方としては今御答弁申し上げたとおりでございますが、全国知事会等の関係を所管しております政策地域部といたしまして、今委員からいただいた御指摘も踏まえて、今後もちろんこの話は考えていかないといけないということで、全国知事会の議題にかかってくると思いますので、その動向も見ながら、県としてしっかりと対応してまいりたいと思います。

○**岩崎友一委員** 何点かお尋ねをします。

今佐々木順一委員からも災害廃棄物の関係の話が出ました。確認でありますけれども、この処理に関しては基本的に自分たちの市町村で処理できる場合は処理をすると、そうでない場合には広域的という説明がありましたが、この広域というのは県内のほかの市町村で処理するという事によろしいのでしょうか。

○**佐々木総合防災室長** 順番といたしましては、まず近隣の市町村、それから近隣でも処理ができなければさらに広げてというふうな捉え方で考えているところでございます。

○**岩崎友一委員** 私もそれでいいと思うのですが、今考えなければならないのは、東日本大震災津波のとき、岩手県でも膨大な廃棄物が出まして、全国多くの自治体、都道府県、市町村を含めて広域処理をしていただいたという経緯があります。議会としても、瓦れき処理が終わった後に各県議会等々を訪問して御礼もさせていただいたのですが、今回全国的に岩手県よりも被害が甚大な地域があるわけございまして、もし県全体としてその焼却処理が可能であれば、やはりそういったところにも心を寄せていくということが大切なのではないかと思いますけれども、復興局も当時の経緯から踏まえれば関係してくると思うのですが、その辺についてお考えはあるのでしょうか。

○**大槻復興局長** 私も東日本大震災津波のときに、東京都、大阪府、神奈川県等々で、放射能系の心配もある中で引き受けていただき、非常に感謝をしているところでございますけれども、今回の部分につきましては直接私どものほうにそういった要請はまだ来ておりません。その辺のところは、私どものほうの廃棄物の処理能力というふうなものもございまして、環境生活部のほうとも十分そこは話をしてまいりたいと考えております。

○**岩崎友一委員** 今前向きと捉えていいのか、後ろ向きと捉えていいのか、あれなんですけれども、やはり全国的にも大変でありまして、実は震災のときに仮置き場に置いて、その瓦れきが燃えるということもありました。また、暖かくなってくれば悪臭の問題だったり、衛生面にもいろんな影響を及ぼしたというのもありまして、まだ全国的にも廃棄物の量にしても把握できていないと思いますが、その辺はしっかりと、ごみ処理能力もあるかと思っておりますけれども、できる限り協力をするというようなスタンスをお願いをしておきたいと思うのですが、これは前向きに検討していただけるのでしょうか。

○**大槻復興局長** 何分廃棄物関係の処理のキャパシティというものが、私わかっていないものですから、いずれ所管している環境生活部とそういった話が出るだろうというふうな話は、委員御指摘のとおりだと思いますので、その部分を直接お話しをして、そういった要望があった場合に、うちの県としてできることをしていきましょうというふうなことで、

環境生活部長とは話をしてみたいと思っています。

**○岩崎友一委員** 向こうからの要請を待つというよりも、こちらのほうから、能力を確認して、可能であれば、プッシュ型支援ではないですけども、声をかけていくという姿勢のほうが大切かと思しますので、ぜひそこは環境生活部との調整をお願いしたいと思いません。

あと、三陸鉄道の関係です。我々、昨日、自由民主党岩手県支部連合会として、普代村、田野畑村、宮古市、山田町、釜石市と、今回特に被害が甚大だった地域、時間も限られたわけですが、視察をしてみまして、三陸鉄道の被災状況も改めて見せていただきました。それで、まず本当に甚大だなということで、時間もかかりそうだし、お金もかかりそうだなというふうなのをまざまざと現場を見て思ってきたわけでありまして。今復旧には相当時間もかかるということで、代行バスも運行しているわけでありまして、昨日も山田町から話があったのですが、通勤時、通学時に代行バスの台数が足りないというような要望もございまして、その辺ちょっと政策地域部としてどう捉えているのか、今後の方針を含めて御見解をお示しいただきたいと思いません。

**○渡辺特命参事兼地域交通課長** 三陸鉄道の関係でございます。今委員からもお話がありましたとおり、三陸鉄道につきましては、久慈―盛間のうち、宮古―釜石間、それと久慈―田老間、こちらの2区間について運休となっております。代替バスでございますが、その区間につきましては、現在ではどちらの区間でも1日約5往復、代替バスを走らせておりますが、当初宮古―釜石間については4往復でございました。これが先週の15日から運行してはいましたが、かなり混み合っているということで、おとといには朝の1便と夕方の1便をふやしております。

ふやした後は、昨日は休日でしたので、きょうの状況を見ながら、もし足りなければ、また検討してみたいということになると思いません。バスの代行はすぐに手配というのがなかなか難しい面もありますが、いずれ住民の移動が円滑にできるように三陸鉄道とも協議をしてみたいと考えております。

**○岩崎友一委員** ぜひよろしくお願ひします。昨日の話だと、山田町から宮古市の高校に通っている子供たちだけでも60人くらいいて、三陸鉄道が使えなくなればバスだけでも、足りないという要望もありますので、その辺ちょっと三陸鉄道と適時現場を確認していただいて、対応していただきたいと思いません。

それで確認させていただきたいのが、本当に被害が甚大で、かつ代行バスの運行にも物すごく費用がかかるわけでありまして。電車が走っていないのに三陸鉄道の従業員にも給料を払わなければならない。本当に財政的にこれから厳しくなっていくと思うのですが、今後の財政的な確保という観点から、国からの支援、県からの支援はどういったものが想定され、どういった形で進めていこうとしているのか、その方針をお伺いしたいと思いません。

**○渡辺特命参事兼地域交通課長** 三陸鉄道の復旧への支援ということでございます。

まず、国の支援、県の支援ですが、通常の災害ですと、軌道法に基づきます国の支援は、国が4分の1、地元自治体が4分の1、そして事業者が2分の1というスキームが基本に

なります。ただ、三陸鉄道の場合には、この事業者負担がなかなか難しいということで、通常の災害復旧以外についてもコスト上の上下分離という考え方のもと、施設設備維持の部分については、三陸鉄道の負担分を県と市町村で支援しているということでございます。

今回のような災害の復旧のときのということですが、先ほど申しましたとおり、原則で言うと事業者2分の1、そこに県、市町村で支援していくということになると思うのですが、きょう知事が要望にも行っておりますが、県としては、東日本大震災津波、このときには若干対象外費用があったのですが、基本的には事業者あるいは自治体で負担することがないスキームで、国からの支援をいただいたということもありますので、これと同程度の支援をいただくようにということで、国に要望をしたいと考えております。そのスキームが決まりましたら、それに応じて県、市町村もちろん国もですが、支援をしてまいるというスキームを考えております。

**○岩崎友一委員** 我々もしっかり国には要望していきたいと思っておりますし、三陸鉄道、JR東日本から移管して復旧するまでには本当に多くの困難があつて、30億円の移管協力金ですか、あのときも、当時の佐々木交通課長が物すごく頑張られたというのを私も記憶しておりますけれども、それがやっと再開をして、また被災をしてしまったということでもありますので、お金の部分もそうですし、復旧のあり方、これに関しても、これは三陸鉄道だけに言えないのですが、今後同じような短時間で大雨が降った場合に被災しないような形での復旧が望まれるかと思っておりますので、その辺も含めた上で進めていただければと思います。

次に、応援職員の関係であります。平成28年台風第10号、岩泉町、久慈市、宮古市が甚大な被害だったと思うのですが、そのときも同じような課題が出たのですけれども、何とかまずは国の災害査定に間に合わせるように、とにかく自治体としては頑張るわけです。けれども技術者も含めてどうしてもマンパワーが足りないというのが平成28年台風第10号のときの課題でもありました。国は国で一定のルールがあつて、各省庁と財務省との協議がありますから、そのスキーム自体もやはりもうちょっと見直しが必要だというふうに我々としては考えているわけでありまして、ただ少なからず復旧は急いであらうがいいわけでありまして、そういった技術系の職員を中心に、書類作成も含めて応援職員の派遣が必要であるというふうに考えます。例えば今ですと内陸の矢巾町と普代村が災害協定を結んでいたりするわけでありまして、今後の応援職員の必要性を県としてはどのように考えているのか。また、具体的にどういった枠組みというか、スキームでそれをしていこうとしているのか、お伺いしたいと思います。

**○小原参事兼市町村課総括課長** 今被災市町村では、まだ被害状況が十分にわかっていないというところもございまして、応援職員がどの程度必要かわからないというところもございまして、今の段階では山田町、田野畑村、普代村から土木関係の職員の応援が欲しいという声が上がっております。これに対しては、まずは県内で何とかしようということで、市長会、それから町村会に声をかけまして、今派遣に向けた調整を行っているところでございます。ただ、宮古市とか久慈市とか、まだ被害状況がわからないので、これから何人

程度、もしかしたら応援をお願いするかもしれないというところもございますので、そういうところについてはその都度情報提供を受けながら、調整を図ってまいりたいと思います。

それから、例えば普代村と矢巾町とか、そういう友好都市とか、災害協定を結んでいるというところで個別にやりとりしているところもございますので、そのあたりについても随時情報はいただきながら、全体としてまずは県内の中で調整してまいりたいと思っております。

**○岩崎友一委員** ぜひよろしく申し上げます。やはり足りないのは何となくわかっているので、何人足りない云々というのは、市町村から連絡を待つのもそうでありますし、県のほうからもしっかりと確認をしながら、ずっと技術系が人員削減をやってきた中で不足をしていると。県もそうだと思いますが、今回も、農林水産系あるいは土木系でも被害甚大でありますので、県のほうからも積極的に働きかけを行いながら、しっかりとそのマッチングをして早急に進めていただきたいと思っております。

あと、今後の考え方で、きのうの報道でもありましたけれども、山田町田の浜地区、東日本大震災津波で第二堤防を整備したと、土の堤防なのですけれども。今度は山から水が流れてきて、それが結局その水を遮る形でどんどん水位が上がって行って、住家被害が大きくなってしまったというのがあります。釜石市の尾崎白浜地区もそうでありますして、海からの津波から町内を守るために防潮堤を整備して、それに今度山からの水がたまってしまって、水があふれて、漁協なんか浸水をしたという事例があったわけでありまして、これは非常に難しい話でありますけれども、東日本大震災津波もそうですし、今回の台風第19号もそうですが、やはりリアス式海岸で暮らす我々にとっては、片方は海で、残り三方は山というのが非常に多いわけでありまして。ですから、本当は海からの津波対策で第二防潮堤までしっかりと整備したものが、今回逆に裏目に出ってしまったということで、今後、これは復興局の担当なのか、県土整備部とかとしっかりと全体的に協議していかなければならないと思うのですが、その辺を含めて今回の台風第19号からの復旧、復興に生かしていかなければならないと思うのですが、その辺、県として方向性というか、見解というかをお尋ねしたいと思います。

**○山田まちづくり・産業再生課総括課長** ただいま委員から、山田町田の浜地区を一つの例としてあげていただきました。田の浜地区、町のほうで復興事業として整備した津波防災緑地ということでございますが、他地区も含めて、今回この被害状況について、それぞれ市町村、あるいは県土整備部ほか関係部ときちんと検証、事業主体がまずは検証をしていただきながら、必要な対策といいますか、今後それぞれ地元にとっていい形になるように復興局も間に入って調整をしてみたいと考えております。

**○岩崎友一委員** 想定外とかいろいろな言葉がありますけれども、多分そうなればもう全て想定してまちづくりをしていかなければならない話でありまして、佐々木順一委員からもハザードマップの話も出ましたけれども、総合的に加味した上でまちづくりをしていく、それで県民の安心、安全を守っていくというものが大事かと思っておりますので、ぜひそういっ

た視点も持ち合わせながら、市町村にもアドバイスをしたり、進めていっていただきたいと思ひます。

最後に、これは県全体の方針にかかわるとは思ひますが、お金の部分も絡んできますので。各自治体から一番多く出るのが、原形復旧ではなくて改良復旧でお願いをしたいという声非常に多いわけであります。これが復旧という中では多分一番大きな課題になってくると思ひます。国においては、激甚災害の指定が予定されておりますから、当然国の国庫の補助率がかさ上げされるわけでありますが、これだけ箇所が多ければ、一定分、県の持ち出しも出てくると思ひます。

ただ、常に災害があれば言われるのですが、原形復旧しても同じところが被害を受けたり、そういうことも多くて、やはり住民の方々が安心するためには改良復旧をぜひお願いをしたいという声非常に多いです。これは、被災箇所全てかといえは、それは地域性があったり、災害の程度にもよるかと思ひますが、大まかな方針としては今後局地的な豪雨であったり、そういった災害に耐え得るだけのものに復旧をするべきだと思ひます。これは、部局ごとにやるというよりは、県として財政負担も出てくるので、大枠をしっかりと、総務部が主導なのかわかりませんけれども、決めていく必要があるかと思ひますが、県としてはこの点どのようにお考えでしょうか。

○**八重樫総務部長** 現在被災市町村のニーズに沿いまして、復旧、復興についても被災された方が日常生活を取り戻す取り組みを進めています。今委員から御指摘のあったとおり、施設のハードの改良復旧についても、今後市町村のニーズ等を踏まえながら、どのような方向で進めていけばいいかということを検討してまいりたいと思ひますし、今後の災害に備えるという意味で、防災、減災の取り組み、さらには地域防災の強化にも努めて、災害の軽減といひますか、そういったことも今後の復旧を進める上で、あわせて検討してまいりたいと考えているところだす。

○**岩崎友一委員** これから、農林水産にしても、特に土木ですか、県土整備部から、出先からも含めて、こうしたい、ああしたいという復旧方針が示されるかと思ひますが、やはり上のほうである程度大まかな、改良復旧が必要なところは改良でしっかりと上げてこいとか、大きな方針が決まれば、現場の職員の方々も動きやすいと思ひますので、ぜひ県全体の方向として決めていただいて、現場が仕事をしやすい環境をつくる、そしてまた住民が今後安心して暮らせる体制をつくっていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○**工藤大輔委員** 佐々木順一委員、岩崎友一委員の質問とほぼ重複してしまつたのですが、国々の生活再建支援金の対象外となつたところは、これからもさまざまな災害が発生するごとに、この議論は続いていくのだと思ひます。県で、平成28年台風第10号災害の際には、岩泉町、久慈市を初め大きな災害となつたこともあつて、適用を超えた国の対象外の箇所においても、県の単独事業として支援をしたこともあり、やはりこれは全国的な課題であるのですが、先ほどの答弁でもあつた、国の基準において、県であれば100世帯だということ、あとは市町村単位であれば10世帯ということの対象の緩和は当然求め

ていかなければならないのではないかと思っています。

特に大きな河川がある地域であれば、大規模な災害になってしまうというケースはあるわけですが、大きい川ではなく沢が非常に多い地域というのは、家その脇に数軒ずつ張りついているような状態の中で、川に最も近い場所であったり、また下流域のところの1軒、2軒がその対象になってしまったということも、やはり救っていくような方策をとっていかなければならないと思うところであって、きょう知事が国に要望に行っているわけですが、今回の要望については、そのような要件緩和であったり、あとはこれまで県単の事業としてサポートした、前回の平成28年台風第10号災害の教訓を踏まえて、どのような形の要望になっていたのか、お示し願いたいと思います。

**○小野副部長兼政策推進室長** 本日午前から午後にかけて、知事を初め被災市町村の市町村長、副市町村長も含めて、総務省、内閣府、農林水産省、国土交通省に要望を行っているところでございます。

ただいま委員のほうから御質問がございました大震災津波の教訓を踏まえてといったところにつきまして、まずは被災者生活再建支援制度の要件緩和と充実の関係は、先ほど来お話ございました住宅の関係でございますけれども、支給対象とならない住宅半壊世帯等も対象とするなど、支給範囲の拡大について特段の配慮といったことで要望しているところでございます。

それから、またちょっと話は違いますが、災害復旧事業の早期実施、それから制度の拡充といったところがございまして、まずは早期に復旧事業のほうを進められるようにしてほしいといった点でございます。

それから、先ほど来マンパワーの話もございまして、なかなか期間内に完了しないなどの課題も懸念されることから、そういった意味での制度の柔軟な運用、それから拡充などについてもお願いするところでございます。

このように、震災からの復興を進める中でさまざまな課題が明らかになり、それに東日本大震災津波の際には個別、個別に要望を重ねて、さまざまな措置を国にもいただいているところでございますので、そうした教訓も踏まえながら、今回の台風第19号からの復旧に当たりまして要望をまずは行っているところでございます。

**○工藤大輔委員** 国のほうで、今回の台風第19号災害への復旧に当たっては、激甚災害だということで指定するという方針が示されている中ですが、そういった中であってもやはり漏れるところが出てきますので、そういった被災者については県の考えのもと、また平成28年台風第10号災害を踏まえて、災害復旧においてはどうかあるべきかということをしつかりと捉えた上で、教訓を生かしながら、新たな制度の拡充も含めて復旧事業に当たっていただきますように、これは要望したいと思います。

それと、先ほど岩崎委員からもあったのですが、東日本大震災津波での復興事業の中で、新たに整備をした関係で新たな災害となってしまったというような箇所、これはもう復興事業の一環で何らかの対応をとっていかなければならないと思っています。報道等によりますと、やはり危険性を感じていて、町のほうにも要望をしていたようですが、それがな

なかなか実現しないうちで、そういった中での被災だったということもあり、よいと思って、適切な事業だと思って進めてきたわけですが、今後の被災の可能性を考えると、復興事業の中でこういったものが整備した関係で被害が生じるかどうかということのチェックはしなければならぬのだと思います。そういったチェックをした中で、必要な事業であれば改修等も求めていかなければならないと思いますが、県の考えをお聞かせ願います。

○山田まちづくり・産業再生課総括課長 ただいま田の浜地区を例に挙げてのお話でしたが、市町村あるいは県のほうでも、まだ被害状況の実情把握というところでとどまっております。必要な検証を加えた上で、こういった対応、財源についても、現在のところまだはつきりこれだということは申し上げられる段階でございませんので、必要な調整をした上で対応してまいりたいと考えております。

○工藤大輔委員 検証していくとか、チェックしていくという方向でよろしいのですよね。

○山田まちづくり・産業再生課総括課長 まず、田の浜地区については、町で検証するというのを私のほうでも聞き取っておりますが、それぞれ被害状況の把握をした上で、その後の対応については検討させていただきたいと考えておりますので、現在のところその被災箇所のチェック云々ということについては申し上げられる段階ではございませんので、御了承願いたいと思います。

○大槻復興局長 今回台風第 19 号で、田の浜地区のケースがちょうど復興事業で行った部分だという話がまずあります。復興事業で行った部分につきましても、町の事業として行ったもの、県の事業として行ったものとさまざまございますけれども、先ほど課長が申し上げましたけれども、山田町に関しては、町でその部分は検証するという話は聞いておるところです。

そのほか、まだ全てを把握しているわけではございませんけれども、復興事業で整備したもののについて、今回の災害で例えば壊れてしまったものがあると、これはまたそれをどのような格好で直していくのかというのが必要ですし、それから壊れないようにしなければならないということもございます。

そういった部分で、今回の災害の中で、復興事業で手がけたものについて、どのような被害を受けているのかという部分については、十分調査をさせていただきます、それからあとは市町村事業、県事業にかかわらず、技術的な審査といいますか、助言といいますか、そういった部分を県のほうでいる部分でございますので、ベターな格好にできるものがあるかどうかという検討もさせていただきたいと思っております。まず、全体の被災したもののについての調査をさせていただきたいと思っております。

○工藤大輔委員 住民からすれば、整備をされた箇所、物というのは、しっかりとした基準でつくられているというふうな思いを持っていて、そこが新たな被災を受けるという、またそれが起因となって次なる災害をもたらすというふうにはなかなか感じない住民も多いのだと思います。また、町並みも大きく変わっていく中で、昔から住んでいけば、その地域の状況、どこが危険かということがわかるのですけれども、新たな住民となった方々

においては、地域の周りの背景だとかというものは、なかなか理解できないまま住んでいるというような状況にもあると思います。

地域の防災力を向上させるという観点で、第一義的には市町村、これはしっかりやっていかなければならないのですけれども、県も今回の復興事業に大きくかかわって進んできたわけですから、その知見も生かしながら、市町村の防災力の向上に向けて、とれる対策というものはとっていただきたいというふうに要望したいと思います。

また、今回、復興途上でもあり、そしてまた平成 28 年台風第 10 号災害と連続して大きな災害となって続いてきた中であって、やはり心配なのは市町村の財政がどうなっていくのかというのが非常に心配なところでもあります。今回こういった大きい被害を受けた中で、市町村財政の影響をどのように捉えているのかをお伺いします。

そしてまた、今回激甚災害指定ということで、激甚災害指定となれば地域は限定されないということになるのだと思います。これ局地激甚災害であれば、市町村単位の指定だと思いますが、今回は本激の激甚災害という形での認識でよろしいかどうか改めてお伺いすると、被災の状況が大きく見えてきた中で激甚指定の見通しについてお伺いしたいと思います。

**○小原参事兼市町村課総括課長** 市町村財政の影響についてお答えしたいと思います。

まず、当面の財政措置については、先日、10月21日に災害救助法が適用になった14市町村のうち、希望のあった9市町村について、普通交付税を前倒し交付しまして、当面の手持ちのほうに不足がないようにというところの措置はしております。

それから、きょう知事が行っている要望で、激甚で補助率のかさ上げでございますとか、あとは特別交付税で必要な措置をしてほしいというようなところの財政措置についても要望しておりますので、まず市町村の負担が過大にならないようにということで、国への要望はしっかりと行ってまいりたいと思います。その上で、国の制度のスキームが全部固まった上で、市町村の負担等を見て、平成 28 年台風第 10 号のときには県でも単独で交付金制度をつくって支援しましたので、そういうところが必要かどうかというのにつきましては、国の制度が固まってから、また検討してまいりたいと思っております。

**○飯澤匡委員** 数点ありますが、最初に今回の台風第 19 号の被害について、私からは三陸鉄道の復旧です。まだどれぐらいの被害が出るのか想像もつかない状況ですけれども、先ほど復旧のスキーム、一定程度の、これまでの標準でのスキームは話されましたが、心配なのは、やはり先ほどお話があったように、市町村の負担増というのがかなり気になるところでもありますし、もう一つ、本当に復旧できるのか。東日本大震災のときも、現在陸前高田一気仙沼間はBRTでやっていますけれども、そのような形というのが変なふうに模索されなければいいなというふうに思っているのですが、県の基本的な姿勢、完全復旧を目指すのだということであれば、しっかりそれを宣言していただきたいと思います。

**○白水政策地域部長** 三陸鉄道についてでございます。昨日も本会議で知事からも答弁をさせていただきましたけれども、やはり三陸鉄道、まず東日本大震災津波からの復興のシンボルということで、それから三陸沿岸の復興を牽引する大切な役を担っているというよ

うなこともございますので、この復旧については一日も早く、もちろん調査を終えてからになるとは思いますが、復旧についてはしっかりと取り組んでまいりたいと思います。いずれにしても、県としては一日も早い全面復旧に向けて、全力で取り組んでいきたいと考えております。

**○飯澤匡委員** 私は代表質問でも取り上げましたが、ここに来て地方制度調査会の動きも、どうも地方に対して人口減、人口減ですよ、忘れてはならないですよ、あなた方は実際減っていますねというような縛りが、どうもじわじわ、じわじわ来ているような動きなのです。したがって、これは災害復旧ですから、一定程度国も面倒は見てくれると思いますけれども、しっかり見据えてやっていかないと、変なふうによれてしまったら大変なことになると思うわけですので、そのところは県として、今お話がありましたように、完全復旧を目指すのだということですから、これはできるだけ国の直接的な負担を求めて、地元各市町村に影響が出ないような形でお願いしたいところだと思います。

それから、2点目ですが、三陸防災復興プロジェクト、私も陸前高田のクロージングセレモニーに行きました。イベントとしては、まあそうなのだろうなというような印象ですが、どういう効果があったのかということ、しっかり検証する作業が必要だと思います。私はずっと前から、5億円近くの県単独の真水を突っ込んでやる事業として本当にふさわしかったのかということは、県民にもしっかり明らかにしなければならないし、お金を投資しただけの効果が出たかどうかということの詳細に報告書としてまとめるべきだと思いますが、その点についての作業、これからどうやって進めるのか教えてください。

**○酒井総括プロジェクト推進監** 三陸防災復興プロジェクトの成果ということでございますけれども、さきの代表質問で、まだ速報値という形ではございましたけれど、集客目標に対する来場者数につきましては、目標15万人のところ18万3,000人ということで御答弁申し上げておりますし、また同じく事業、速報値という形ではございますが、経済波及効果につきましても、速報値ということで35億6,000万円ということで御答弁をさせていただいたところでございます。

今回プロジェクトで取り組みました事業等につきましては、各市町村長からも取り組みの成果として、期間中の来場者数、お客さんがふえてきたと、地域のにぎわいの効果もあったという声等もいただいておりますので、今回取り組みました事業につきましては、ぜひ今後続けていくべきではないかというような御意見をいただいているものに関しましては、今後市町村とも連携しながら継続の方向性も考えていきたいと思っておりますし、あと今回事業で取り組みました内容等につきましては、現在年明けを予定しておりますけれども、実行委員会の総会で報告書という形で皆様方に御報告の上、御意見を賜りたいと考えております。

**○飯澤匡委員** 成果は今求めていなかったのですけれども、これから検証作業をどうするのかということなのです。効果は出たというふうにあなた方は評価をしているけれども、その中身の人員はどうだったのと、県職員が行って、その穴埋めをしたのではないかと、そういうこともしっかりそれは人員の中で上げてください。

それから、もう一つ、各振興局でそれなりの準備をして、大変な残業をしたと。残業の数にも上がっていないかもしれない、数字に出ていないかもしれない。それもじっくり検証すべきだと思いますが、それはいかがですか。

○**酒井総括プロジェクト推進監** ただいま委員から御指摘のありましたものに関しては、シンポジウム等、特に座学のような形で御参加いただいたものというふうには受けとめさせていただいておりますけれども、確かに内容によりまして県職員が業務上の必要性を含めて参加したという事業もございました。ただ、そのほか音楽祭といったような一般の方々が多く参加していただいた事業等もございますので、そういったその参加の状況につきましても、あわせて全体を取りまとめさせていただきたいと考えております。

また、各振興局での意見等につきましても、沿岸局で独自に意見を取りまとめた上で、こちらにも意見をもらっているところがございますので、そういったかかわった職員への負担等につきましては、今後、実際また来年度以降の取り組みの中で、どういった形で役割分担して、個々の職員の負担軽減を図っていくべきかというのは、当然検討の上対応させていただきたいと考えております。

○**飯澤匡委員** 自己満足で終わってはいけません。そこが大事なのです。結果としてどういう相対的な評価になったのか、県職員の意識の向上につながったのか、これらもしっかり検証して、我々もウオッチをしていきたいと思えます。

宮古のほうからも結構聞こえてきましたけれども、大変な作業量で、恐らくこれは数字には出てこないのだろうと思えますけれども、かなりの負担が増になったというふうな話も聞いております。だから、自己満足で終わってはいけません。そこをしっかりと検証していただきたい。

それから、ただいまシンポジウムという話もありましたが、ちょっと観点を変えて、三陸防災復興プロジェクトから離れますけれども、何かにつけて県は、何かをやるにしてもシンポジウム、シンポジウムが中心。これをやったことによって成果が上がった、集客幾らだと、こういうやり方をもう十数年来やっているのですが、どれだけの効果が上がったのかと、私は非常に疑問に思うわけですが、もう10年以上、達増県政やっているわけですから、そこら辺の検証、効果というのは、もちろんやっていると思うのですが、その点についてはどのような評価をされていますか。

○**小野寺三陸防災復興プロジェクト 2019 推進室長** まず、相対的な評価をというふうな御意見をいただきましたが、そのとおり、おっしゃるとおりだと思っております。我々もプロジェクトが終わった後、首長さんを回らせていただきましたし、市町村の声も、別個に担当者の声も集めさせていただいております。そういった関係者の声を集約して、総会等に向けて報告という形で、我々だけの評価ということではなくて、客観的な評価をお示ししていきたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○**小野副部長兼政策推進室長** ただいま委員から、シンポジウムが多いと、これ全般についての総括はどうかというお話がございました。岩手県、さまざまな政策を推進するに当たりまして、特に県民の皆さん、それからさまざまな主体との連携、共同が重要とい

った観点から、県の施策について御理解、御協力いただくということで、さまざまシンポジウム、フォーラム、県民に限らずさまざまな企業の皆さん、NPOの皆さん、あるいは県外、さらには国外といったことを行っております。これのみで県の取り組みが進められるというふうには考えておりませんが、一方でやはり県の施策についてともに考えるといった点では、このシンポジウムといったものが重要と考えております。

一方で、ではそのシンポジウム総体についてどうなのかというふうに関心されますと、これはさまざまな施策において、その共同の相手など異なるといったこともありますので、一概に一言でこの効果といったものについて申し上げることはなかなか難しいところではございます。各シンポジウム、フォーラム、イベント、イベントといえますか、そういった講演会等で、できるだけアンケートを行うなどをして、個別にその成果、参加された方々が、その前、参加後で意識が高まったとか、あるいはもう少しこういった分野についてさらに深めていきたいといったお話もいただきながら、その事業ごとにまたどういった取り組みを行っていくか、検討して進めているところでございます。

県といたしましては、当然このシンポジウムだけではなくてですが、そういったことを効果的に行いながら県の施策について御協力をいただき、共同で進めていきたいと考えているところでございます。

**○飯澤匡委員** やってもいいのですけれども、二次展開がないのです。そのワーキンググループ、各振興局でやったり、それから自主的にこういうような形で、理想とする形を追求して達成するためにはどうやったほうがいいのか。結構若い人たちはそういう形でいろいろ活動している方も多し、ただの座学というのは、皆さん方もよくわかるように、1本、そのときだけなのです。

いずれお金はだんだん少なくなっていく。投資効果があるような形で、どんどん、どんどんリバイス、リノベーションしていかないと、いつまでたっても同じことをやっているから僕も言わざるを得なくなってしまう。組織というのは、次々に新しいことやっていかないと。

今回の地域医療情報発信事業にしたって、いきなりシンポジウム、あと冊子つくりますと。こんなのでもいいのですかという話はほかの常任委員会で審議はしているでしょうけれども、もっと実行性のあるやり方があるのではないですか。どうも安易にやっているということが私はひっかかる。総じてそこら辺は政策地域部長に聞けばいいのかな。

**○白水政策地域部長** 今委員御指摘のシンポジウム、あるいはさまざまなフォーラム等の考え方でございますが、これは委員おっしゃったとおり、まず最初に県民の皆さんに周知をしていただくということで、もちろんそれぞれの事業によって違うのですけれども、大きな目的としてあると思うのですが、その後、委員御指摘のとおり、そこからの二次展開というか、波及効果だとか、例えばそのシンポジウムでできた人間関係を次に生かすだとか、知ったノウハウを別なところに生かすだとか、そういったことをもちろん求められていくと思いますので、これからの県政、さまざまな分野でこういう形でやっていく部分も出てくるかと思いますが、そのときはもちろんそういった効果も最大限発揮できるよう

に取り組んでいかないといけない。これは財政状況が厳しい中だからこそだと思っておりますが、これは最も重要なことですので、今委員の御指摘の点も含めてしっかりとやってまいりたいと思います。

**○飯澤匡委員** ILCについて伺います。先般前沢と、それから一関市川崎町で、いわゆるリスクコミュニケーションを中心にした市議会議員との説明会がありました。その内容について、私は前沢しか出なかったからよくわかりませんが、川崎町では、やはりトリチウムの取り扱いについて大きな懸念の意見が出たというふうにされています。いただいた資料を見ますと、KEKの先生方も3月に行った県議会の説明も生かして、どんどんブラッシュアップされて、根拠ある説明の資料がなされてきたと思っておりますけれども、今後の展開として、やはり県が積極的にリスクコミュニケーションはしなければならないと思うし、それからもう一つ、こういう会議には積極的に前向きに捉えている人たちが行くわけです。ところが、反対派の人たちが声を荒げて、この間は余りそうでもなかったそうだけれども、どうも余り推進をしないような意見が出ると非常に印象が悪く感じるわけです。地元の商工会議所の皆さん方も推進大会を大東の大原で開いているわけですが、どちらも大事なことなので、県がこれまでやってきたILCに関しての推進方策というのは、何回も会を重ねてきたので、それは民間の方に預けてもいいと思っておりますけれども、今後の推進方策、やっぱり理解度というのはもっともっと浸透させることが大事なので、今後の展開方策について、今の考え方、この間の説明会を通じて何か課題というものが見つかったならば、それを教えていただきたいと思っております。

**○高橋副局長兼事業推進課総括課長** ただいまお話ありました安全管理に関する説明会等に関してですけれども、委員からもお話あったとおり、疑問、不安を持っている方が真っ先に意見を言うというようなことが、これまで先ごろのものを含めて全部で5回開催しておりますけれども、そういった傾向があって、素朴にといいいますか、そもそもILCってどんなものなのだろうかというのをちょっと聞いてみたいというような方が、そういう基本的なことを聞く前にすごく専門的な話になってしまうので、なかなかその後から質問しづらいなみたいな声もちょっと聞いてはおりました。ただ、我々としてはできるだけいろんな方に聞いてもらいたいということで、誰かだけ来てとか、誰かはだめというようなこともなく、とにかく関心のある方はどうぞという形で進めております。

先般のセミナーに関して言いますと、やはり不安を持っている方もいらっしゃいますが、逆に夢のあるプロジェクトなので、ぜひ進めてもらいたいとか、聞いて安心したので、ぜひやってほしいというような御意見もいただきまして、やはり講演会のような形も必要ですけれども、ああいう形で専門家の方と対話をしながら進めていくのは非常に重要と考えております。

今後についても、一関市と奥州市が特に施設に近いということでやっておりますけれども、一関市のほうからも旧町村単位というか、いろんな地区で定期的にやっていきたいという話もありますし、KEKのほうでもっとわかってもらうことが必要だというような意識がありますので、そこは今後も続けていきたいと思っております。

あと、地域というのもありますけれども、団体というか、企業とか、そういうところの組合さんとかから、ちょっと聞いてみたいというようなこともあって、そういう場合には我々で対応できる場合は職員が行っていますし、専門家が必要な場合にはお願いをして来てもらうというような形でやっていますので、大きな形の講演会というようなものもあれば、対話型というか、こぢんまりしたというか、普通にやりとりできるような雰囲気でのという、いろんな形で継続した取り組みをやっていくということで考えていきたいと思っております。

**○飯澤匡委員** 大体私の考えと軌を一にしているので、その方向で進めていただきたいと思うのですが、あと資料、先ほど大分ブラッシュアップされたと言いましたが、他の例えばCERNにしる、SLACにしる、それからDESYにしる、安全対策というのはもちろんされているわけでありますので、そこら辺で最もこれから近未来的に、設計資料というのはやっぱり必要だと思うのです。日本の場合は、その3施設と何が違うかといったらば、耐震ですよ。多分懸念材料として、地震が起きて漏れる心配はないのかと、想定外はだめだと、大体そういうことを言うわけですから、その地震の、例えば何ガルに耐えられる設計というのはこういうふうにして目指していきますよというようなことをしっかり科学的または技術的に断言をすると。これはゼロということはありませんけれども、そうした資料も今後、いろいろ熟度が増していく中で明らかになっていくでしょうから。住民が不安がっているのはそこなのですよ、川に流れるのではないとか。福島第一原発の状況と重ね合わせて、不安材料をあおって、そして中間的な方々もそういう会話を聞くと、やはりやめたほうがいいのではないかなんていうことになってしまうので、そこら辺の資料をもう少し確定的などいいますか、そういうものを用意すれば、もっとさらにいいのではないかと思います、その点についてはいかがですか。

**○高橋副局長兼事業推進課総括課長** お話のありました資料、ブラッシュアップという評価をいただきまして、非常にありがとうございます。1回目から続けてきた中で、いろんなこういう質問があるとか、こういうところに関心があるというようなことで、専門家の方々とやりとりしながら少しずつ見直しをしてきております。ただ、どうしても専門的になって、普通の人にわかりにくいというような話をされる場所もあって、そこはなかなかバランスをとるのが難しいところもあるのですけれども、ブラッシュアップについては引き続き取り組みが必要だと考えています。

それから、実際の設計、耐震とかも含めての設計なのですけれども、今のところは事業主体でつくっているというのではなくて、基本的なところですので、これから熟度が上がってくれば、さらに具体の設計ということになってくると思いますので、そういう段階に応じた形での説明といいますか、こういったものが求められてくると思います。その意味でも継続的にやっていくということが重要だと思いますので、今の御意見も踏まえて、その計画の進展ぐあいに応じて、いろいろ考えていきたいと思っております。

**○飯澤匡委員** 日本学術会議のマスタープランにのっかるというのが、最終的には来年の1月ですか、今の進展状況についてILC推進局長から最後に聞いて終わります。

○佐々木 I L C 推進局長 日本学術会議のマスタープランについては、これは日本学術会議が非公開ということで、結果までは出さないということになっておりますので、我々ですれば研究者がどのように今動いているか等々を情報共有しながら、いずれ日本学術会議の結果がしっかりと出るという想定のもとといたしますか、出るだろうという想定のもとで、さまざま準備を進めるということでは取り組んでいるところでございます。

実際、今リスクコミュニケーションについての話もありましたが、これは我々が全て情報を出す、オープンにする、隠すことはしていません、同じ条件で議論しますという姿勢が大事だと思っておりますので、これについては日本学術会議でも昨年度指摘した部分でもございます。地域との対話が基本ということで、我々も一緒になって考える、安全対策について我々もチェックし一緒に対応していく、そういうスタンスで臨んでいきたいと考えております。

○岩淵誠委員長 この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○佐々木総合防災室長 先ほど佐々木順一委員から御質問のございました災害廃棄物の処理に関する市町村の計画策定等の対応状況についてでございます。環境生活部に確認いたしましたところ、市町村の地域防災計画において災害廃棄物の処理について記載している市町村は 30 市町村、それから一部重複しますが、災害廃棄物処理計画を策定している市町村が 4 市町となっております。

○佐々木順一委員 4 市町ですね。やはり激甚化、広域化、それから常態化してきているわけでありますから、これで台風第 19 号以外来ないということは誰も保証できないわけでありますし、今後地球温暖化、いろいろな要素によって災害は頻発する可能性は格段に高まってきていると思いますので、何はともあれ、それに備えるためにも、この災害廃棄物の処理計画については早急に策定することも大事だし、多分一自治体で、小さなところは処理できない可能性は十分にあると思いますので、いろんな角度から広域で取り組むような考えを各市町村に助言して、早急に計画づくりに取り組んでいただきたいと思っております。

○佐々木総合防災室長 環境生活部にもしっかりと伝えまして、対応するように努めてまいります。

○中平均委員 災害関係で 1 点確認なのですが、先ほど工藤大輔委員からの特別交付税関係の答弁で、前倒して自治体に渡しているところと、あと国の分は多分 12 月の分になるかと思うのですが、県ではこれから検討していくということでした。平成 28 年台風第 10 号のときは、たしか年内に出ていたような記憶、私の記憶が間違っているかどうかあれですけれども、平成 28 年台風第 10 号のときの交付税等の交付のスケジュールを確認したいと思えます。それにあわせて県の今回の交付税等の措置等どのように、検討していくということでありましたけれども、やはり台風 10 号のときと比較して、極端におくれていくということになると、やはり対応としてどうなのかという話にもなってくるかと思えますので、交付税、または県独自でやったさまざまな、なりわい再生の部分であるとか、災害救助法適用外になった部分であるとかというところの措置等を検討して、国がどういうふ

うに出してくるかということもあると思うのですが、それも踏まえながらも、平成28年台風第10号のときのスケジュール感、スピード感がどういうふうに変わっていくのか、その方向性というか、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○小原参事兼市町村課総括課長 まず、今回の特別交付税の関係ですけれども、通常特別交付税は12月算定の基礎通知の報告が10月下旬ということで、今ごろなのですが、今回災害復旧関係については、若干報告期限をおくらせてもらえるのではないかとということもあるのですが、災害復旧事業費の関係についてはなるべく積めるものを積んで、災害復興事業費、それから応急対応の経費については、今回要望して、それについては12月中旬に交付していただけるというのが通常のスケジュールですので、そこになるだけ積めるものは積んで、対応してまいりたいと考えております。

平成28年も、特別交付税については、通常10月に取りまとめをして12月交付ということですので、前回の平成28年台風第10号のときは、大体12月の段階では応急対応で多目にといいか、その分交付をいただいているということなので、今回も同様に、12月交付に向けて要望をしっかりと取りまとめたいと考えております。

○白水政策地域部長 もう一点お尋ねの県単の交付金関係、特に平成28年台風第10号災害のときの対応を踏まえて、今回どう対応するかということでございますが、先ほども課長のほうから御答弁申し上げましたように、平成28年度、29年度と宮古市、久慈市、それから岩泉町でしたか、3市町の財政状況等もよく調整を県と市町村で行ったうえで、県単の交付金を交付してきたということでございますし、今年度、この9月補正でも一部出ささせていただいたところもございますが、いずれにいたしましても台風第19号災害の状況、それから市町村の要望もしっかりと踏まえまして、県の支援がどういう形でできるのかというのは十分に考えて検討してまいりたいと考えております。

○岩淵誠委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。今年度の当委員会の調査についてであります。去る9月20日開催の正副常任委員長会議での申し合わせを受け、お手元に配付しております令和元年度総務委員会調査計画案のとおり調査を実施することとし、詳細につきましては、当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、お手元に常任委員会調査実施要綱を配付しておりますので、御確認願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。